## 初動期のまちづくり支援制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地区住民等の発意に基づき、地域コミュニティの育成をとおして、地区計画、建築協定その他のまちづくりのルールを住民主体で策定することを目的として設立された団体、グループ等(以下、「団体等」という。)の初動期のまちづくり活動について、川崎市(以下「市」という。)がその活動に対し、コンサルタント等の派遣支援を行うことにより、魅力あるまちづくりの形成を促進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) まちづくり活動 地域コミュニティの育成をとおして、地区計画、建築協定その他 のまちづくりのルールを住民主体で策定することを目的として行う活動をいう。
  - (2) まちづくりのルール 主として建築物等の用途、規模、形態等の基準等をいい、地区計画、建築協定等の法令に基づくもの以外のものも含む。
  - (3) 地区住民等 まちづくり活動を行おうとする地区に居住する住民及び当該地区内の 土地所有者その他の利害関係を有する者をいう。
  - (4) 団体等 まちづくり活動を行うことを目的として設立された団体、グループ等であって、次のアからエに掲げる要件を満たすものをいう。
    - ア まちづくり活動についての具体的な目標を有する団体であること。
    - イ 継続的な活動を行う意志を有する団体であること。
    - ウ まちづくり活動を行おうとする地区の地区住民等の多数に支持されている団体 であること。
    - エ 地区住民等の財産権その他の権利を不当に制限する団体でないこと。
  - (5)活動計画案 団体等が行うまちづくり活動の具体的な活動計画案をいう。 (支援対象)
- 第3条 市が行う支援の対象となるまちづくり活動は、次の各号に掲げる活動のいずれに も該当しないものとする。
  - (1) 営利を目的とする活動
  - (2) 特定の団体、グループ又は個人のみの利益に寄与する活動
  - (3) 政治又は宗教布教を目的とする活動
  - (4) 他から委託された活動

(支援内容)

- 第4条 市は、第6条の規定に基づきコンサルタントを選定し、団体等に対して次の支援 を行う。
  - (1) 団体等の主体的な取り組みに対する、専門的な助言等
  - (2) 団体等が行うまちづくり活動の支援、並びに、まちづくりのルール等のまちづくり 計画の策定のためのワークショップの企画及び運営の支援
  - (3) ワークショップの成果を取りまとめ、今後のまちづくり活動に必要な提案、及び、報告書の作成

- 2 市及びコンサルタントは、団体等と協働し、団体等の目的達成のための支援を行うものとする。
- 3 支援の期間は、一年を単位とし、三年を限度として継続することができる。ただし、 市長が特に必要と認める場合は、一年を限度にさらに継続することができる。 (支援申請等)
- 第5条 まちづくり活動の支援を受けようとする団体等は、まちづくり活動支援申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
  - (1) 規約
  - (2) 代表者の住所及び氏名を記載した書類
  - (3)活動計画案
- 2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 名称
- (2)目的
- (3)活動の内容
- (4) 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、速やかに支援の可否を決定し、その結果をまちづくり活動支援通知書(第2号様式)により、団体等に対し通知しなければならない。
- 4 支援の申請は、新規・継続に係わらず、原則として毎年年度当初におこなうものとする。
- 5 第1項各号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合、団体等は、速やかにその内容を 市長あてに届け出なければならない。

(コンサルタントの選定)

- 第6条 市は、前条第3項の規定により、団体等に対する支援を決定したときは、速やかに団体等を支援するコンサルタントを選定するものとする。
- 2 前項の決定に際しては、団体等の目的及び活動内容並びに地域の実情その他の事情を 勘案し、適切に選定しなければならない。

(活動実績の報告)

第7条 団体等は、市による支援が完了したときは、まちづくり活動実績報告書(第3号様式)により、支援を受けて行ったまちづくり活動の内容及び活動の成果について、遅滞なく市長に報告しなくてはならない。

(支援の打ち切り)

- 第8条 市長は、第5条第3項の規定による支援の決定を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援を打ち切ることができる。
  - (1) 団体等が、第2条第4号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったと認めるとき。
  - (2) 団体等の行うまちづくり活動が、第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当するに 至ったと認めるとき。
  - (3) 団体等が、その目的を達成することが明らかに困難であると市長が認めるとき。
  - (4) 団体等から、その事情により支援の打ち切りの申し出があったとき。

2 市長は、前項の規定により支援を打ち切ったときは、まちづくり活動支援打ち切り通知書(第4号様式)により、団体等の代表者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年 9月 1日から施行する。

(適用除外)

2 第4条第3項の規定は、平成17年度の支援申請には適用しないものとする。

附則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 5月 1日から施行する。

(あて先) 川崎市長

まちづくり活動支援申請書

住所 団体名 代表者

次のまちづくり活動を行うに当たり、コンサルタント等の派遣支援を受けたいので、初動期のまちづくり支援制度要綱第5条第1項の規定に基づき、必要な書類を添えて申請いたします。

なお、本団体は、初動期のまちづくり支援制度要綱第2条第4号に列記する条件を全て 満たしているとともに、その活動が、同要綱第3条各号に掲げる活動に該当しておりませ ん。

区 分	新 規 ・ 継 続( 回目)
活動の概要	
希望する支援内容	

## まちづくり活動支援通知書

川崎市指令第号住所(所 在 地)氏名(団体名)様

年 月 日付けで申請がありましたまちづくり活動支援について、次のとおり決定いたしましたので、初動期のまちづくり支援制度要綱第5条第3項の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長

まちづくり活動支援の可否

支援します支援しません 理 由

(あて先) 川崎市長

まちづくり活動実績報告書

住所 団体名 代表者

年 月 日付け川崎市指令 第 号により支援を受けておりました まちづくり活動が完了いたしましたので、初動期のまちづくり支援制度要綱第7条の規定 に基づき、次のとおり報告します。

活動期間	年	月	日から	年	月	日まで
活動内容						
活動成果						

まちづくり活動支援打ち切り通知書

川崎市指令第号住所(所 在 地)氏名(団体名)様

年 月 日付け川崎市指令 第 号により支援の決定をいたしましたまちづくり活動支援について、次の理由により支援の打ち切りを決定しましたので、初動期のまちづくり支援制度要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長

理 由